

鹿屋市移住体験活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市移住体験活動補助金交付要綱（令和3年鹿屋市告示第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号イを次のように改める。

イ 就業を前提とした農林水産業職場体験

第2条第2号ウ中「地域課題解決に係る」を削る。

第4条第3項中「で、既に第5条に規定する参加希望申込を行った補助対象者がいる場合において、後に参加希望申込を行った補助対象者」を「において、同行者」に改め、同条第4項中「同一の補助対象者」を「補助対象者が属する世帯」に改める。

第5条第1項第3号中「で、既に参加希望申込を行った申込者」を「において、同行者」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する